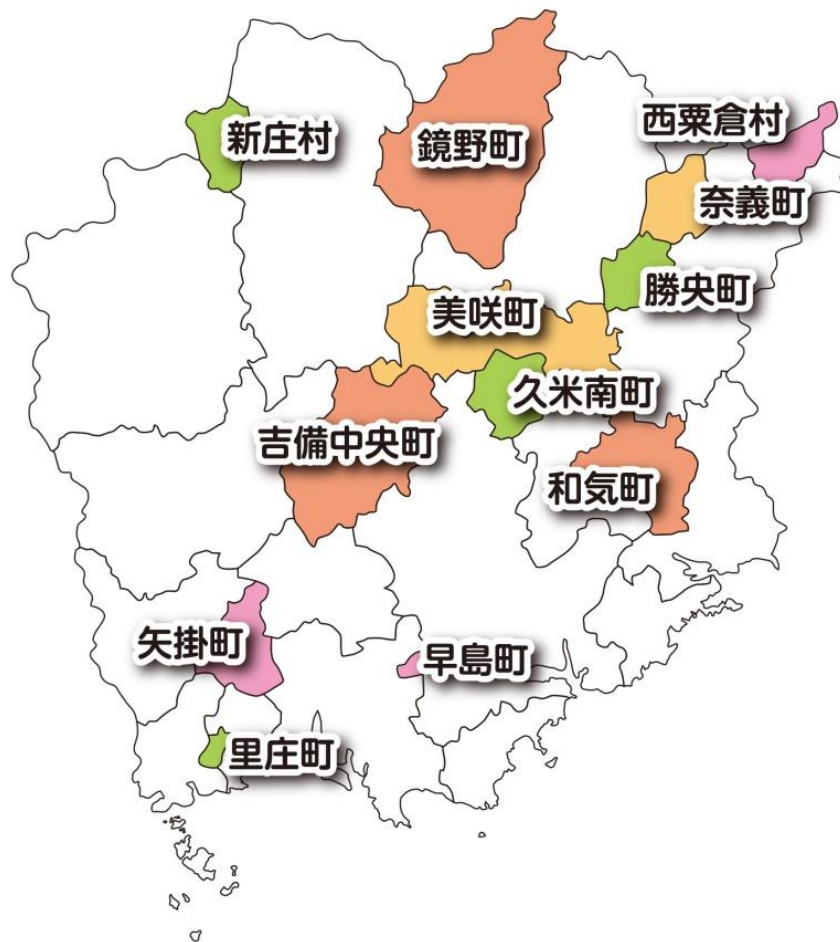


令和9年度岡山県予算編成 及び施策等に関する要望



令和8年8月

岡山県町村会

要 望

私たち町村は、食料の安定供給や水資源のかん養、自然環境の保全はもとより、伝統や文化の継承など、県民の心の拠り所として大きな役割を担ってまいりました。

現在、町村を取り巻く状況は、高齢化の進展や基幹産業である農林業の衰退など、厳しいものがあり、加えて、物価高騰対策や深刻さを増す少子化への対応も待ったなしの状況となっています。

そうした中、我々町村は、住民が町村に住む誇りと将来の展望を持てる活力ある地域社会を次世代につなぐため、創意工夫し、全力で課題の克服に取り組んでおります。

別記要望事項は、いずれも町村にとって極めて重要な事項でありますので、県におかれては、令和9年度予算編成に当たり、要望事項の実現に向けて格別の御配慮を賜りますとともに、国に強力に働きかけていただきますよう強く要望いたします。

令和8年8月

岡山県町村会

会長 小倉博俊

要 望 項 目

I 県予算編成及び施策に関する要望

- 1 少子化対策・子育て支援の推進について ----- 6
 - (1) 保育士の人材確保
 - (2) 小児医療費公費負担の適用拡大
 - (3) 少子化対策に取り組む町村への支援の拡充
 - (4) 無痛分娩に対する支援
 - (5) 妊娠の確定診断に対する支援（新規）

- 2 地域保健医療等の推進について ----- 10
 - (1) 医師の人材確保等
 - (2) 町立病院及び町村立診療所に対する財政支援の拡充（新規）
 - (3) 在宅介護を担う家族に対する支援の強化（新規）
 - (4) 要支援・要介護認定に至らない高齢者に対する支援（新規）
 - (5) 健康づくり施策等の推進に対する支援（新規）

- 3 教育施策等の推進について ----- 12
 - (1) 正規職員の人材確保等（一部新規）
 - (2) 特別支援教育の充実・強化
 - (3) 主体的な学びの基盤づくり事業に対する支援
 - (4) 小学生を対象とした放課後活動に対する支援（新規）

- 4 農山村対策の推進について ----- 13
 - (1) 農林業者への支援
 - ① 物価高騰対策
 - ② スマート農業機械の導入支援
 - (2) 鳥獣被害防止対策の推進
 - ① 捕獲対策の強化
 - ② ツキノワグマによる被害防止対策等の強化
 - (3) 森林病虫害被害防止対策の推進
 - ① ナラ枯れ被害拡大防止対策の推進
 - ② 松くい虫伐倒整理に伴う補助制度の見直し（新規）

- 5 地域公共交通の維持・確保について（一部新規） ----- 16

6	道路、河川の整備促進等について -----	17
	(1) 道路の整備促進等	
	① 均衡ある道路網の整備促進等（一部新規）	
	② 橋梁及びトンネルの法定点検・計画策定に対する支援（新規）	
	③ 国道53号黒尾峠高規格バイパス化	
	(2) 河川の改修及び浚渫の促進	
7	デジタル化施策の推進について -----	18
	(1) 町村のDX推進等に対する支援（一部新規）	
	(2) 入札参加資格審査申請の電子化及び共同受付	
8	生活環境等の整備促進について -----	19
	(1) 生ごみ資源化の推進に対する支援（新規）	
	(2) 所有者のいない猫への不妊去勢手術の助成	
9	地方創生等の推進について -----	20
	(1) 広域連携のまちづくりの推進	
	(2) 消防団の消防車両に係る準中型自動車免許取得に対する支援	
	(3) 水道事業の広域化（一部新規）	
	(4) 県が実施する補助事業に係る経由事務の見直し（新規）	
	(5) 愛育委員・栄養委員の担い手確保及び県組織の体制見直し（新規）	
10	不足する専門職員の確保等について -----	22
	(1) 県専門職の町村への派遣及び指導者派遣による人材育成体制の強化（新規）	
	(2) 埋蔵文化財調査の体制確保（新規）	
11	産業・工業団地造成の支援及び企業支援の強化について -----	23
	(1) 産業用地開発促進事業補助金の拡充（新規）	
	(2) 既立地企業の投資における補助率等の引上げ（新規）	
 Ⅱ 国の施策に関する要望		
1	陸上自衛隊日本原駐屯地の隊員確保について -----	26
2	国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進について -----	27
3	情報システムの標準化について（一部新規） -----	28

I 県予算編成及び施策に関する要望

1 少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。少子化対策・子育て支援は、県・市町村が車の両輪となって取り組むべき重要課題であり、特にその最前線の町村が果たす役割が極めて大きいことから、町村の取組をしっかりと支援するとともに、若い世代が将来に希望と展望を持てるよう、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない施策を強力に推進すること。また、次の事項を実現すること。

(1) 保育士の人材確保

町村においては、保育士の確保に非常に苦慮していることから、その人材確保に向けた取組を支援するとともに、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職支援等の施策に積極的に取り組むこと。

また、指定保育士養成施設が少ない地域もあり、保育士の確保ができないため、児童の受け入れが困難になっている町村もあることから、保育士確保に向けた一層の支援を行うこと。

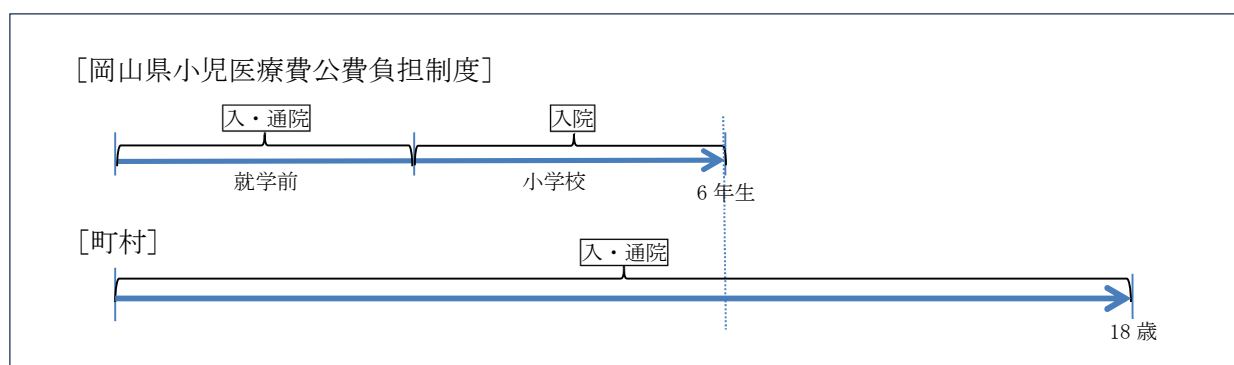
(2) 小児医療費公費負担の適用拡大

岡山県小児医療費公費負担制度では現在、就学前までの乳幼児の通院及び小学6年生までの入院を公費負担の適用範囲としているが、全ての市町村では、県の補助対象適用年齢を上回る措置を講じている。

また、こども家庭庁が取りまとめた都道府県におけるこども医療費援助の実施状況（こども家庭庁成育局母子保健課調べ）によると、多くの都道府県で本県を上回る措置を講じている状況である。

ついては、安心して子育てできる環境の充実のため、早急に補助対象適用年齢を県内市町村の実態に合わせて引き上げること。

【参考 1】岡山県小児医療費公費負担制度と町村制度の比較



【参考 2】市町村における小児医療費公費負担制度の状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡山市	18歳まで	18歳まで	なし	一部あり	・小学生までの通院と18歳までの入院は自己負担なし ・中学生・高校生等の通院は割自己負担(限度額 44,400 円/月) ※中学生・高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病の治療を受ける場合、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額は無料
倉敷市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
津山市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
玉野市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
笠岡市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井原市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く
総社市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
高梁市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新見市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備前市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬戸内市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
赤磐市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
真庭市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
美作市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
浅口市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
和気町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
早島町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
里庄町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
矢掛町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新庄村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
鏡野町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
勝央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
奈義町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人は除く
西粟倉村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久米南町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美咲町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
吉備中央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和8年4月1日に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

【参考3】都道府県におけるこども医療費援助の実施状況（令和7年4月1日現在）

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
青森県	就学前	就学前	有	有	有	有
岩手県 ※1	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
宮城県	就学前	就学前	有	有	無	無
秋田県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
山形県	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
福島県 ※2	18歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
茨城県	12歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
栃木県 ※3	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
群馬県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
埼玉県	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
千葉県	9歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
東京都 ※4	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有	無
神奈川県 ※5	12歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
新潟県 ※6	—	—	—	—	—	—
富山県	12歳年度末	12歳年度末	無	無	無	無
石川県	就学前	就学前	無	無	有	有
福井県 ※7	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
山梨県	5歳未満	就学前	無	無	無	無
長野県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
岐阜県	就学前	就学前	無	無	無	無
静岡県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
愛知県	就学前	15歳年度末	無	無	無	無
三重県	12歳年度末	15歳年度末	有	有	無	無
滋賀県 ※8	18歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
京都府	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
大阪府	就学前	就学前	有	有	有	有
兵庫県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
奈良県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
和歌山県	就学前	就学前	有	有	無	無
鳥取県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	無	無
島根県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
岡山県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
広島県	就学前	就学前	有	有	有	有
山口県 ※9	就学前	就学前	有	有	有	有
徳島県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	無
香川県	9歳年度末	9歳年度末	無	無	無	無
愛媛県 ※10	就学前	就学前	無	無	有	無
高知県 ※11	就学前	就学前	有	有	有	有
福岡県 ※12	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
佐賀県	就学前	就学前	無	無	有	有
長崎県 ※13	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
熊本県	就学前	15歳年度末	有	有	有	有
大分県 ※14	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
宮崎県	就学前	就学前	有	無	有	有
鹿児島県 ※15	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
沖縄県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	無

※1 3歳未満、本人及び主たる生計維持者が市町村民税非課税の場合は一部自己負担なし。

※2 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び小学校4年から18歳年度末まで。

小学校4年から18歳年度末までについては一部自己負担なし。

※3 小学校就学前は自己負担なし

※4 乳幼児は自己負担なし。

※5 4歳未満は一部自己負担なし

※6 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。

交付金の規模は12歳年度末までに相当。

※7 乳幼児及び調剤は一部自己負担なし。

※8 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び高校生から18歳年度末まで。

小学校就学前は自己負担なし。

※9 3歳未満児及び調剤薬局の一部自己負担なし。

※10 3歳未満児については一部自己負担なし。

※11 乳児は所得制限及び自己負担なし。

幼児は市町村民税非課税世帯及び扶養する子どもの第3番目以降は自己負担なし。

※12 3歳未満児については所得制限及び一部自己負担なし。

※13 対象の年齢は、通院・入院ともに小学生・中学生は除く。

※14 対象の年齢は、通院において小学生・中学生は除く。

※15 市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。課税世帯の対象は就学前まで。

(3) 少子化対策に取り組む町村への支援の拡充

町村独自に取り組む少子化対策事業に対する支援の拡充を図ること。

(4) 無痛分娩に対する支援

出産時の痛みに対する不安等の軽減その他心身の負担軽減など希望する方が安心して出産できる環境を整えるため、無痛分娩に対する財政支援を行うこと。

(5) 妊娠の確定診断に対する支援 **(新規)**

妊娠届出前に行う妊娠の確定診断は現在自己負担となっており、受診費用として1万～1万5千円程度を要している。この費用負担が、経済的事情等による受診控えや受診の遅れにつながる可能性がある。

妊娠初期の受診は、異常妊娠等の早期発見のみならず、孤立妊娠の防止や、妊娠初期からの切れ目ない支援につながる重要な機会である。また、少子化が進行する中において、安心して妊娠・出産に至る環境整備の観点からも極めて重要である。

については、少子化対策の推進及び居住地域によらず安心して早期受診できる環境を整備するため、妊娠の確定診断に対する財政支援を行うこと。

2 地域保健医療等の推進について

(1) 医師の人材確保等

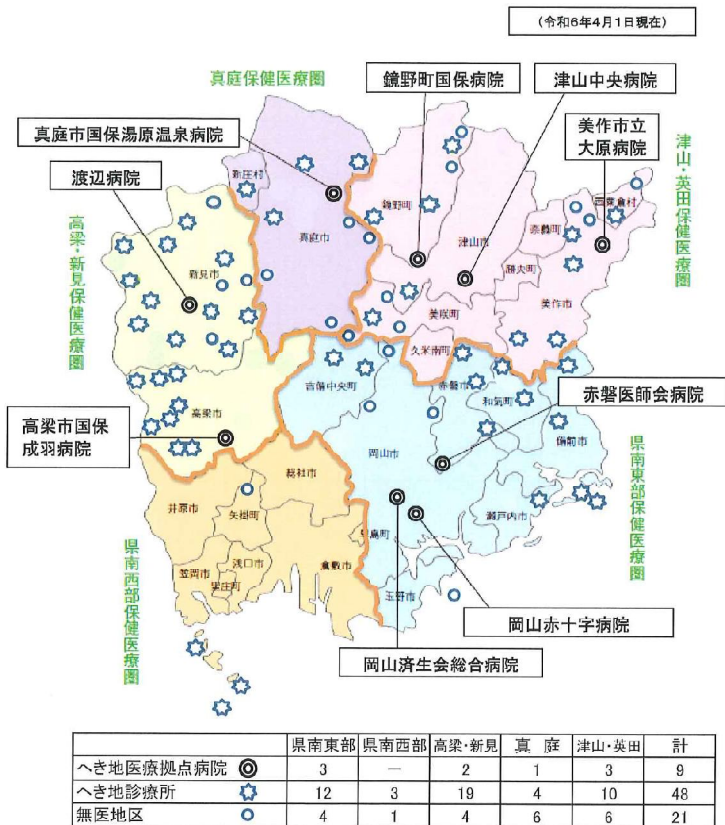
町村における医師、看護師等の医療関係者の人材不足は深刻化しており、医療機関の閉鎖、撤退、縮小により、必要最小限度の医療サービスの確保ですら困難になりつつある地域もある。

については、医療関係者の確保対策を推進するとともに、地域への定着に向けた実効ある対策を講じること。

特に、中山間地域における医療を確保するため、へき地等で医療を提供する医療関係者の養成・確保を図り、へき地保健医療対策を一層推進すること。

【参考】

へき地保健医療対策現況図



(2) 町立病院及び町村立診療所に対する財政支援の拡充（新規）

町立病院及び町村立診療所は、住民の生命と健康を守るうえで不可欠な役割を担っているが、昨今の物価高騰により医薬品・光熱費・委託費等が急増し、経営が大きく圧迫されている。

については、安定的な経営基盤の確保が図られるよう財政支援の拡充を図ること。

(3) 在宅介護を担う家族に対する支援の強化（新規）

在宅で要介護者を介護している家族の身体的・精神的負担は大きく、特に高齢者同士による介護、いわゆる老々介護の増加により、その負担は一層深刻なものとなっている。

については、家族介護者に対する支援の強化を図ること。

(4) 要支援・要介護認定に至らない高齢者に対する支援（新規）

要支援・要介護認定に至らないものの、日常生活に不安を抱える高齢者が増えており、制度の狭間にある人への対応が課題となっている。

については、こうした高齢者に対する、町村が実施する軽度生活支援サービスや地域の見守り体制の強化、通いの場や介護予防事業の拡充等の取組に対し、必要な支援を行うこと。

(5) 健康づくり施策等の推進に対する支援（新規）

中山間地域においては、医療機関が限られる中で高齢化が進行しており、疾病の早期発見及び重症化予防の重要性が一層高まっているところである。特に、がんや生活習慣病については早期発見・早期治療の有効性が認識されている一方で、へき地においては受診に係る時間的・経済的負担が大きく、住民の受診機会の確保が課題となっており、さらに、けん診受診率の低下は将来的な医療費の増加にもつながることが懸念される。

については、町村における特定健診・がん検診等の受診促進や健康づくり施策の推進に対する支援を行うこと。

3 教育施策等の推進について

(1) 正規職員の人材確保等（一部新規）

学力向上と人間力の育成のため、正規教員等を確保し、適切に配置するとともに、産休育休者が出た場合や病気等により急な欠員が出た場合などに、速やかに代替教員の確保ができるよう、各学校の実態に応じた教員配置を行うこと。

また、小学校における教科担任制の推進を図るため、教科の専門性を有した教員が配置できるよう人材確保に取り組むこと。

さらに、複式学級の解消又は緩和に向けた教員加配の継続及び拡充を図ること。

(2) 特別支援教育の充実・強化

特別支援学級において、学級内の児童生徒にグループ学習やきめ細かい指導を行い、落ち着いた学習環境を確保していくため、加配教員や非常勤講師を引き続き配置すること。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進するため、必要な特別支援教育支援員の配置が行えるよう、財政措置の拡充を国に働きかけること。

(3) 主体的な学びの基盤づくり事業に対する支援

小・中学校において、必要な補充学習が行えるよう予算総額を引き続き確保するとともに、国に対して必要な予算総額が確保されるよう働きかけること。

(4) 小学生を対象とした放課後活動に対する支援（新規）

町村が実施する小学生を対象とした放課後活動については、児童の可能性や得意分野を見出すとともに、主体的な学びや体験機会の充実に資する重要な取組である。

こうした取組を継続的かつ安定的に実施するため、魅力ある体験活動に必要な運営費等に対する財政支援を行うこと。

4 農山村対策の推進について

(1) 農林業者への支援

① 物価高騰対策

燃油や資材価格、飼料・肥料等の急激な高騰により深刻な影響を受けている農林業者への支援を継続・拡充すること。

② スマート農業機械の導入支援

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準の維持や農地の保全等を図るためには、スマート農業技術の導入・活用を促進する必要がある。

については、水田経営総合対策事業（生産力強化支援事業）に係る補助率及び補助上限額の引上げを行うこと。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産物被害は広域化・深刻化している。このままでは、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加だけでなく、人に対する被害等も懸念されることから、鳥獣被害防止対策を一層推進すること。特に次の事項を実現すること。

① 捕獲対策の強化

有害獣許可捕獲促進事業について、令和4年度からシカの助成期間が非狩猟期のみに縮小されたが、被害が拡大している地域もあることから、通年に戻すこと。

また、狩猟免許の更新に係る経費負担について、補助金制度等の創設を行うこと。

【参考】久米南町の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ捕獲数（年間）	132頭	126頭	173頭

② ツキノワグマによる被害防止対策等の強化

ツキノワグマについては、以前は県北で多くの出没が確認されていたが、近年は、県中部でも出没が確認されている。

については、個体群管理を徹底しながら、被害防止対策を一層強化するとともに、出没数や生息域の拡大防止策を積極的に講じること。

【参考】岡山県におけるツキノワグマ出没状況

令和 8 年 6 月 30 日現在

	出没割合 (R8～R3)	令和 8 年度		令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
		出没	(捕獲)	出没	(捕獲)	出没	(捕獲)	出没	(捕獲)	出没	(捕獲)	出没	(捕獲)
津山市	12.5%	6		8	(1)	35	(4)	16		20	(6)	8	(3)
井原市	0.1%											1	
高梁市	0.9%	1						1		2		3	
新見市	5.3%	5		5	(1)	5		9	(1)	3		9	(2)
備前市	0.1%											1	(1)
真庭市	4.1%			2		7		5	(2)	6		2	
美作市	58.5%	17	(3)	20	(1)	57	(14)	69	(9)	76	(15)	119	(15)
新庄村	0.1%									1			
鏡野町	4.1%	7		2		8		1		4		4	
勝央町	1.6%	1				1		2				4	
奈義町	8.4%	3	(1)	2	(2)	13	(6)	9	(3)	12	(3)	19	(7)
西粟倉村	3.6%	2		2		6		6		3		4	
久米南町	0.1%					1							
吉備中央町	0.6%			1		1		1				1	
合計	100.0%	42	(4)	42	(5)	134	(24)	119	(15)	127	(24)	175	(28)

※()内は、有害捕獲、錯誤捕獲、狩猟、交通事故等による捕獲頭数、捕獲は出没の内数

(岡山県ホームページ(自然環境課)より)

(3) 森林病害虫被害防止対策の推進

① ナラ枯れ被害拡大防止対策の推進

ナラ枯れの被害は、県内全域に拡大しており、森林の有する多面的機能の低下、景観への影響等が懸念される。

については、引き続き、ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業の予算を十分確保するとともに、ナラ枯れ対策に取り組む町村をしっかりと支援すること。

また、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進するよう国に働きかけること。

【参考】岡山県内ナラ枯れ被害量(被害材積)の推移

(単位: 千 m^3)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (速報)
25.7	20.9	21.5	22.7	19.1

(林野庁ホームページより)

② 松くい虫伐倒整理に伴う補助制度の見直し（新規）

松くい虫による被害木が多数存在し、台風等による倒木により通行車両等への影響が懸念される。

これまで当該被害木の伐倒整理については、おかやま森づくり県民税事業により対応してきたが、令和5年度の制度見直しにより補助対象外となり、令和8年度以降は森林環境譲与税による対応となっている。しかしながら、同税のみでは対応可能な量に限りがあり、十分な危険木対策の実施が困難な状況にある。

については、松くい虫被害木の伐倒整理を、再度補助対象事業として制度化すること。

5 地域公共交通の維持・確保について（一部新規）

町村における通学者、高齢者等住民の移動手段の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくためには不可欠なものであることから、燃料価格の高騰等により影響を受けている地域公共交通事業者が安定的・継続的な運行ができるよう財政支援を行うとともに、町村が行うコミュニティバスやデマンド交通等の地域に適した交通手段の導入や利便性の向上をはじめとする地域公共交通施策に対する財政支援を拡充すること。

また、地方ローカル線は、地域における重要な移動手段であることから、沿線自治体等と連携協力し、一層の利用促進に取り組むとともに、町村、地域等が行う鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を引き続き行うこと。

6 道路、河川の整備促進等について

(1) 道路の整備促進等

① 均衡ある道路網の整備促進等（一部新規）

地域経済の活性化及び都市住民との交流等を図るため、均衡ある道路網の整備促進を図ること。

また、既存道路における安全・安心の観点から、道路への張出し樹木や繁茂雑草の除去、安全な歩道の整備、消えかけた路面標示の計画的な復旧など道路の維持・修繕に努めるとともに、狭小道路や交通量が多く渋滞の原因となっている交差点等について、現道の拡幅やバイパス化を含め円滑な車輛通行が可能となるよう改良を行うこと。

特に、児童生徒の通学路となっている県管理道路において、歩道が未整備で危険な箇所について、早急な対策を講じること。

さらに、橋梁の更新・老朽化対策にも取り組むこと。

② 橋梁及びトンネルの法定点検・計画策定に対する支援（新規）

橋梁及びトンネルの法定点検・計画策定に係る国の補助金交付額が要望額に満たないことから、法定点検及び計画策定の実施に支障が生じている。

ついては、橋梁及びトンネルの適切な維持管理と住民の安全・安心の確保を図るため、要望額の満額交付を国に働きかけるとともに、国の補助制度を補完する制度の創設を行うこと。

③ 国道53号黒尾峠高規格バイパス化

国道53号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）により、災害時等における陸上自衛隊日本原駐屯地からの速やかな支援展開や物資等輸送が確保され、また、交通ネットワークによる岡山圏域と鳥取圏域の連携強化等が図られることから、早期整備に向け国への働きかけを行うとともに、関係町村に対し必要に応じた助言など積極的な支援を行うこと。

(2) 河川の改修及び浚渫の促進

整備の進捗が遅れている県管理河川の改修を早急に行うとともに、河川の浚渫などの治水対策を強力に推進すること。

7 デジタル化施策の推進について

(1) 町村の DX 推進等に対する支援（一部新規）

国が策定した自治体 DX 推進計画においては、県が市町村の計画的な取組みを支援するなど、一定の役割を果たすことが期待されている。

については、引き続き、各町村が抱える現状や課題を整理・共有し、町村のデジタル化が着実に進むよう支援を積極的に行うこと。

特に、市町村の業務を支援する市町村標準化支援事業について、システム移行後も安定稼働が見込める期間まで引き続き支援すること。

また、県で行っている RPA や AI などの ICT を活用した事務改善や業務効率化に向けた取組の実例紹介や町村が導入する際の人的支援、県と町村によるデジタル技術の共同導入などを検討すること。

(2) 入札参加資格審査申請の電子化及び共同受付

事業者は、入札参加を希望する全ての自治体にそれぞれ申請して資格を取得しているが、それぞれの自治体で審査項目及び申請様式が異なることから、事業者にとって大きな負担となっている。

また、自治体ごとに資格審査申請を受け付けている状況で、各町村とも資格審査事務に多くの時間・労力を割いている。

については、事業者負担軽減及び市町村事務の効率化のため、審査項目の統一化を図るとともに、入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント業務）を電子化し、広域での一元的な受付及び審査（共同受付）を検討すること。

8 生活環境等の整備促進について

(1) 生ごみ資源化の推進に対する支援（新規）

現在、廃棄物の減量化及び循環型社会の形成に向けた取組が求められており、特に生ごみの資源化は重要な課題となっている。

しかしながら、資源化の取組には初期投資や収集体制の整備が必要であり、町村単独での実施は困難な状況にある。

については、収集容器及び収集ステーションの整備などの初期導入費用に対する財政支援を行うこと。

(2) 所有者のいない猫への不妊去勢手術の助成

所有者のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減及び所有者のいない猫の減少を図るため、岡山県動物愛護センターでの不妊去勢手術の件数を増やすか、町村が行う不妊去勢手術に対する財政支援を行うこと。

9 地方創生等の推進について

(1) 広域連携のまちづくりの推進

県と市町村が連携して、人口流出等の地域の課題を解決するため、県が中心となって広域連携事業を取りまとめ、実施計画書の作成を行い、「地域未来交付金」を獲得し、広域連携のまちづくりを推進すること。

(2) 消防団の消防車両に係る準中型自動車免許取得に対する支援

平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は、車両総重量3.5トン未満の車両しか運転できなくなり、消防団員が運転する必要のある消防ポンプ自動車等の運転が出来なくなった。国において市町村が消防団員の準中型自動車免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の1/2は特別交付税措置があるが、残り1/2は市町村費での対応となっている。

については、県全体としての消防力の維持及び円滑な消防団活動の継続のため、町村の助成に対する財政支援を行うこと。

(3) 水道事業の広域化（一部新規）

令和4年度に策定された岡山県水道広域化推進プランに基づき、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化が推進されるよう、地域間連携事業を継続するとともに、広域化に向けて積極的な役割を果たすこと。

また、広域化の推進に当たって、施設整備やシステム統合等に多額の初期費用を要し、国庫補助の対象とならない経費もあることから、広域連携や経営基盤強化に取り組む町村を支援する補助制度の創設を行うこと。

(4) 県が実施する補助事業に係る経由事務の見直し（新規）

県が実施する補助事業のうち、町村が申請書類の取りまとめなどを行う経由事務について、その必要性の有無を事業ごとに整理・明確化するとともに、経由事務の廃止を含む見直しを進めること。

(5) 愛育委員・栄養委員の担い手確保及び県組織の体制見直し（新規）

地域の母子保健活動や食育推進の中心的役割を担う愛育委員及び栄養委員については、高齢化の進行や社会参加の意識の変化等により担い手不足が深刻化しており、市町村では、活動内容の見直しや両委員の統合の検討など、独自の取組を進めている。

については、各町村の担い手確保に対する取組を支援すること。また、県愛育委員連合会及び県栄養改善協議会における委員の負担軽減につながる活動内容の整理・見直しを行うとともに、県組織のあり方について検討すること。

10 不足する専門職員の確保等について

(1) 県専門職の町村への派遣及び指導者派遣による人材育成体制の強化（新規）

保健師、管理栄養士、土木技師、建築技師等の専門職については、人材確保が困難な状況が続くとともに、管理・指導的人材や中間層の不足により、人材育成にも課題を抱えている。また、住民ニーズの多様化等により専門職に求められる役割は拡大している。

については、専門職員が不足する町村へ県の専門職員を派遣し支援するとともに、指導的専門職の派遣による町村の専門職員の資質向上等を図ること。

(2) 埋蔵文化財調査の体制確保（新規）

町村では、専門職員が少人数であることから、埋蔵文化財の保護・調査等対応が十分に確保できない状況である。

については、町村の専門職員の有無にかかわらず、県古代吉備文化財センターが埋蔵文化財調査を支援できる体制を整備すること。

1 1 産業・工業団地造成の支援及び企業支援の強化について

(1) 産業用地開発促進事業補助金の拡充（新規）

町村における産業・工業団地の造成には、多額の経費を要し、町村の財政負担及び事業リスクは極めて大きい。

については、町村による産業・工業団地造成を推進するため、「産業用地開発促進事業補助金」の対象に、用地取得費及び造成工事費等を加えるなど、制度の拡充を図ること。

(2) 既立地企業の投資における補助率等の引上げ（新規）

現行の企業誘致に係る県補助制度は、新規立地企業を主たる対象としているため、既立地企業の設備更新・増設への支援が十分とは言えない状況にあり、既立地企業は雇用・税収・地域サプライチェーンを支える重要な存在であるものの、近年の物価高騰により設備投資の先送り等が生じる可能性がある。

については、設備投資促進、雇用維持、地域経済の活性化及び県内定着を図るため、既立地企業への補助率及び限度額の引き上げを行うこと。

Ⅱ 国の施策に関する要望

1 陸上自衛隊日本原駐屯地の隊員確保について

大規模災害等の発生時には、陸上自衛隊の活動が不可欠であることを踏まえ、陸上自衛隊日本原駐屯地における必要な隊員数を確保するとともに、今後とも災害派遣に支障がないよう体制の充実を国に働きかけること。

2 国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進について

国道2号岡山バイパスは、本県の社会・経済の発展を支える大動脈であるが、随所に慢性的な渋滞や交通事故の発生等の問題を抱えている。

また、渋滞や交通事故等による交通規制では、国道2号につながる県道や市町道路にまで影響が及んでいる。

については、国道2号の渋滞対策及び交通安全対策の推進を国に働きかけること。

3 情報システムの標準化について（一部新規）

情報システムの標準化について、移行に係る費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において確実に財政支援措置を行うよう国に働きかけること。

また、ガバメントクラウド利用料及び関連する費用並びにシステム運用費用の増加分についても十分な財政支援を行うよう国に働きかけること。